第1回宇宙活動法基準・安全小委員会 議事録

- 1. 日時:令和元年9月4日(水) 14:00-15:15
- 2. 場所: 内閣府 宇宙開発戦略推進事務局 大会議室

3. 出席者

(1)委員

中島座長、青木委員、川井田委員、木村委員、小林委員、中須賀委員、松尾委員、渡邉委員

(2)事務局(内閣府宇宙開発戦略推進事務局) 松尾事務局長、行松審議官、鈴木参事官、吉田参事官、中里参事官、森 本参事官補佐

4. 議題

- (1) 宇宙活動法施行規則の改正案について
- (2) 宇宙活動法に基づくガイドライン等の改訂案について
- (3) その他

5. 議事

〇中島座長 それでは、「宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会 宇宙活動法技術基準・安全小委員会」第1回会合を開催したいと思います。まず議題 1の「宇宙活動法施行規則の改正案について」の審議をしたいと思います。

<事務局より資料2 #1~#3および資料3-1~資料3-3に基づき説明>

〇中島座長 ただいまの御説明に関しまして御質問、御意見等がありましたらお 願いいたします。

〇中須賀委員 2番目の申請の書類が減ったというのは大変ありがたいと思っております。 確かに不要だと思っているものがありましたので、そのように整理していただいてよかったかと思います。

〇松尾委員 今回、チェックボックスができたということですけれども、例えば 資料3-2の 36 ページに「人工衛星の利用の目的及び方法」ということでチェ ックボックスがあるのですが、空欄にも何か書くということなのでしょうか。

〇事務局 自由記述ということで補足的に書いていただくことを想定しております。

〇松尾委員 「その他」というものがあるのですけれども、それ以外にも書く場合があるということですか。

- 〇事務局 あります。例えばリモートセンシングにチェックしていただいて、分解能幾つのカメラを搭載して観測を目的としますとか、そういうことを書いていただく予定です。
- 〇松尾委員 2つ下の欄にイロハニとあるのですが、これもチェックした後に下に書くようなことを想定しているのですか。
- 〇事務局 これは、終了措置です。衛星の最後の終了措置を定めるところなのですが、法律でイロハニという4択を示されておりまして、それをチェックしていただいた上で具体的な終了措置の内容を書いていただきます。先ほどのイロハニのところはアンダーラインはついておりますが、現行と実質的には変えていなくて、チェックボックスの位置を右から左に移したというだけです。
- 〇松尾委員 わかりました。
- 〇中島委員 ほかによろしいでしょうか。よろしいようでしたら、次に「宇宙活動法に基づくガイドライン等の改訂案について」です。事務局から御説明いただきまして、その後、御議論いただきたいと思います。資料2の「ガイドライン等」と書いてある4番~8番を一つずつ議論したいと思いますのでよろしくお願いいたします。では、まず4番からお願いいたします。

<事務局より資料2 #4および資料4-1に基づき説明>

- 〇中島座長 御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 〇川井田委員 資料4-1 16ページの液体推進薬のところで「最終的な火工品結線」と、「火工品」という名称が入っているのですけれども、これは液体推進薬と何か関連があるということですか。
- ○事務局 例えば H-ⅡA ロケットですと指令破壊を行いますので、その指令破壊の爆薬の火工品という意味で書いております。
- 〇川井田委員 液体推進薬というよりはロケットシステムに近いのですね。
- 〇事務局 液体推進薬のタンクの火工品という意味で記述しております。ただ、その場合の爆薬の量はかなり少ないですので、式に当てはめても数メートルというレベルになるとは思います。
- 〇川井田委員 わかりました。それから、資料4-1 17ページの警戒区域の計算式ですが、2.5を変更するというのはいいと思うのですが、注記は書かなくていいですか。
- 〇事務局 係数を5にした場合、人が住んでいるところもカバーするという形になります。
- 〇川井田委員 それが読めるようになっているかということなのですが。
- 〇事務局 ここは必ずしも説明はされていないかと思います。
- 〇中島座長 どうぞ。
- 〇木村委員 構造物というのは、人が住んでいる区画というイメージでお話を

されていたと思うんですけれども、設備としての構造物というのも含まれるのですか。例えば、整備するための設備、遮蔽物とか、そういうものも含まれるという理解ですか。

- ○事務局 倒壊して人に影響が及ぶような構造物があった場合にはそういうものを考慮しなさいという趣旨でございます。
- 〇木村委員 わかりました。
- ○事務局 JAXA 基準の場合は保安距離を半分としたものになるわけですけれども、JAXA の射点付近には構造物がないのでこの保安距離を半分にできる、したがって JAXA 基準は現状のままで問題ないという理解でいいのですか。
- ○事務局 JAXA 基準は、例えば射点を中心にしますと、周りに VAB ですとか、いろいろな建屋がありますので、全て 360 度の方向について構造物がないとは言い切れないので、全部半分になるわけではありません。
- ○事務局 その構造物がないところについては半分になる。その結果として、 JAXA の場所は基準が満たさせるということです。
- 〇中島座長 ほかにありませんか。では、次は5番の項目について。

<事務局より資料2 #5および資料4-2に基づき説明>

- 〇中島座長 御質問、御意見がありましたらお願いします。
- 〇木村委員 独立したソフトウエアを動かすための独立した系がないといけないということを言っているわけでしょうか。
- 〇事務局 そうです。独立したハードウエア、例えば CPU とかにソフトウエア がそれぞれ乗っているようなイメージでございます。
- 〇木村委員 ソフトウエアが動作する系、それぞれが独立して2系統なければいけない。要は、ソフトウエアが動作する計算機系が独立して2系統存在しなければいけません、という意味ですか。
- ○事務局 そうではございません。エンジンが不意に着火しないように3つのスイッチ、3つの回路を設ける。それで、その3つの回路については、それぞれについて制御するソフトウエアは1対1対応が望ましいというのが1点目です。
- 〇木村委員 それが動作しているハードウエアとしての CPU は、1 個でかまわないんですか。
- 〇事務局 そうです。
- 〇木村委員 ソフトウエアとしての独立性というのはわかりにくい概念だと思うのですが、どのように規定されるのでしょうか。
- 〇事務局 その1つの対処手段に対して動作するソフトウエアが個別のハードウエアであれば、ほかに関与する可能性はないので、独立しているというふうに判断できると考えています。

〇木村委員 ソフトウエアとおっしゃっているのが、例えばサブルーチンだとして、3つの独立したサブルーチンがそれぞれのハードウエアをコントロールしているというケースは、今の場合、適合すると判断されるのですか。

○事務局 それぞれのハードウエアに、それぞれのソフトウエアがあるということですね。それであれば、適合するというふうに考えております。

〇木村委員 ハードウエアとして独立して存在しなければいけないのか、ソフトウエアがそのように機能的に独立してモジュールとして存在していれば、それでよしとされるのかというところがわかりにくいかと思いました。

それともう一つは、ソフトウエアとしてそれぞれのモジュールは独立しているという判断の基準が難しいかと思いました。例えば独立したアプリケーションとして実装されたということなのか、それともソフトウエアの固まりとしてモジュール化されているという概念なのでしょうか。つまり、ある CPU の上で複数のソフトウエアが動いているときに、各動作を完全に独立させることは難しいと思うのです。基本的には、すべて CPU によって解釈されて動いていくわけですから。だから、独立しているという概念はもう少し踏み込んで規定しておく必要があると思うのですが、どうですか。

○事務局 我々の御提示させていただいたガイドラインの項目が2つありまして、1つ目はハードウエアも独立させてあれば問題ないですということで、2つ目は木村先生が今おっしゃられているところで、1つの CPU で2つの対処手段を制御する場合ということだと思います。それで、我々が言う独立性というのは、一方の動作が他方の動作に影響を与えないということを示していただきたいということなんです。ですが、木村先生がおっしゃるように、その部分はかなり難しいところではあると思いますので、今、赤字で書かれている上のところに既存の黒字の部分があるんですけれども、「ソフトウエアを用いた制御系により対処手段を講ずる場合には、当該ソフトウエアを用いた制御系により対処手段を講ずる場合には、当該ソフトウエアを用いた制御系の動作説明に加え、検証計画及び検証結果を示すこと」と書いてありまして、そちらの検証の確認のところも重要になってくると思います。

○木村委員 逆に、それが証明できれば認めますという言い方なわけですね。 ○事務局 はい。

〇木村委員 わかりました。ただ、証明としては難しいのではないかと思ったのです。例えば、あるサブルーチンが問題を持っていた場合に、ほかのところに絶対波及効果が出ないかと言われると、シングルのハードウエアで動いている以上、影響は絶対に出ますね。だから、それがないということを証明できて、かつそれぞれのサブルーチンが独立した入力と出力を持っていて、お互いに相互の干渉がない。動作に関して相互の干渉がないということを証明すればいいということですか。

- ○事務局 はい。
- 〇木村委員 わかりました。ありがとうございます。

〇中島座長 よろしければ、次の項目、6番をお願いします。

<事務局より資料2 #6および資料4-6に基づき説明>

- 〇中島座長 御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 〇中須賀委員 8ページのエポキシ樹脂はポリエチレン繊維に入るかもしれませんけれども、最近ピーク材とかよく使われるようになっていますが、これはそう解釈していいのですか。エポキシ樹脂系、要するに樹脂ではあるんですけれども、金属ではない。
- ○事務局 注釈2は、該当するというふうに考えています。
- 〇中須賀委員 わかりました。それから、3の CFRP も最近はハニカムの表材とかに使われ始めているので、これはどういう評価をすればいいのですか。どこかにガイドラインがあるのですか。
- ○事務局 ございません。CFRP はプラスチックによって融点が変わると思っていまして、なかなか我々のほうで閾値を求めるということは難しくて、現状はこのような表の整理ができておりません。
- 〇中須賀委員 この後ろに書いてある ESA、NASA、JAXA のツールで計算をする ということになるのですね。
- 〇事務局 NASA の例えば DAS のツールを選ぶときにコンポーネントを入力していただいて、その素材をプルダウンで選択していただくのですが、CFRP はないのです。アルミニウムなどはあるのですけれども、CFRP はない。それで、強化型カーボン、レインフォースド・カーボンというのはあるんです。ただ、それは融点が 2,000 度近くて、CFRP 一般のものというのは 100 度~300 度くらいだと思うのですが、非常に安全側の評価になります。そのように安全側で評価していただくか、もしくは DAS のところで素材を選ばずに自分で物性値を入れるということもできます。それで評価いただくということも可能です。
- 〇中須賀委員 わかりました。
- 〇中島座長 ほかにございませんか。では、次に7番目の項目について御説明 をお願いします。

<事務局より資料2 #7および資料5に基づき説明>

〇中島座長 御質問、御意見があればお願いいたします。無いようですので、 続きまして8番の項目についてお願いいたします。

<事務局より資料2 #8および資料6に基づき説明>

〇中島座長 御質問、御意見があればお願いいたします。

〇青木委員 宇宙ステーションの小型放出プラットフォームからの放出につきまして、小型プラットフォームから放出したことをもって打ち上げ国となるということは意味しないということは、(マニュアルに)記載することになっているのでしょうか。

○事務局 今、ご覧になっている9ページ目の一番下の矢印ですね。そこが備 考欄というアザーインフォメーションのところなのですけれども、ここに①ISS までの輸送手段並びに②「Date of launch」にはその放出が行われた日時及び 「territory or location of launch」の記載にはその放出場所を記載する旨を 記載してくださいと言っておりまして、青木先生がおっしゃられたような条約 上の打ち上げ国を意味するのではなくて、単に放出された日を意味しますとい うことをここで付記しております。

〇青木委員 ありがとうございます。御質問しましたのは、打ち上げ国にならないように各国は非常に苦労している。打ち上げ国というカテゴリーに入ってしまいますと、損害賠償責任が連帯責任で生じるからです。また、宇宙物体登録条約ではその領域だけではなく、その施設から物体が打ち上げられた国も打ち上げ国とみなすとありますので、打ち上げ国とはならない、あるいはその打ち上げ国となるという判断の基礎を提供するものではないということは明記しておくことが必要かと思いまして申し上げました。安心いたしました。

〇中須賀委員 ISS から放出された物体から子衛星を出すという衛星が出てくる可能性があると思います。それは、どちらも ISS から放出と書けばいいということになります。それでよろしいですか。

- ○事務局 はい。そのように考えております。
- 〇中島座長 よろしいでしょうか。全般にわたってでも結構ですが、何かありましたらどうぞ。

〇渡邉委員 4-2の資料を拝見していて、15ページに新たに文言が追加されています。「ロケットから分離放出される物体については以下の設計とする」の後に文言がつけ加わっていて、「ものとし、軌道上に放出され得る物体の大きさ、形状及び材質を示すこと。(固体ロケットモータによる燃焼生成物については大きさ及び材質を示すこと。)」となって追加されています。固体ロケットモーターの燃焼生成物が幾つか宇宙空間に放出されることは確かだと思うのですが、これを求められて出せるものなのかという点を非常に疑問に思ったのです。同時に、旧来から「火工品による燃焼生成物の放出については、最大寸法で 1mm を超える燃焼生成物を地球周回軌道に放出しない構造とすること。」とありますが、これも証明が果たしてできるものなのか。ここで固体ロケットモーターと火工品という言葉が2つ出てきますが、固体ロケットモーターと火工品という言葉が2つ出てきますが、固体ロケットモーターは火工品ではないですね。

〇事務局 固体ロケットモーターは火工品ではなく別物として定義しております。 それで、火工品の1ミリを超える部分を示せるかという点なのですけれ

ども、基本的に小さな火工品を使われている方は、そもそも火工品の燃えかすが出ないようにボックスの中に閉じるような設計で使っている方が大半ですので、そのようにそもそも外に出ませんというのを示していただくことが多いです。その数値の議論ではなくてですね。

〇渡邉委員 そういう証明の仕方はできることですが、1ミリというクライテリアがあって、それ以下のもの、そもそも燃焼ガスが外に出ないからこういう寸法のものも出ないんですという証明はもちろんできると思うのですけれども、上の固体ロケットモーターによる燃焼生成物についてはどういう寸法のものが出るか、示しなさいということになるわけですね。それは、対応が現実にできるものなのか。

〇事務局 ここは、厳密な正確な数値というのは出せないと思うのですが、ベストエフォートとしてこれくらいのものが出るということを示していただきたいという意図で書いております。

- ○渡邉委員 出してはいけないとは言っていないんですね。
- 〇事務局 もちろん、10 メートルくらいのものが出ると言われると、我々のほうで許可しづらく、できないのかなとは思いますけれども。
- 〇中島座長 正常燃焼の場合はものすごく小さいもので、あとは未燃焼固体燃料などが飛び出る場合があるから、そういうものもありますよというようなことを記述してほしいと言っているのではないかと思います。
- 〇渡邉委員 許可する、しないというクライテリアではなくて、情報として提供してくださいという意味ですか。
- ○事務局 許可のクライテリアとして、その情報が必要というふうに考えております。例えば、10メートルのものが出ますといわれると許可できないと思います。
- 〇渡邉委員 そんなに大きなものは原理的に出ることはないとは思うのですが、現実には固体モーターは固体推進薬そのものがちぎれたような感じで出ます。それから、アルミニウムが硫化物になって出てきて、燃焼試験をすると試験設備にそういうものが張りついてはいるのですけれども、あれは地上でやるからであって、宇宙空間ではどうなっているのかがなかなかデータもないと思うのです。
- 〇中島座長 それはないと思います。だから、10メートルとか、そういう非常 識なものは出ないということを情報として。
- 〇事務局 まずは、現段階ではそういうことでございます。ただ、固体モーターの燃焼生成物については現在世界でも議論が活発なところですので、その部分を具体的にどうするかというのは今後も検討していきたいと思っております。
- 〇渡邉委員 推進薬から生成されるものがデブリの一種として問題であること はわかりますが、容易には計測できない。地上試験をしたからといって、その

データがはかれるものではないと思って、この言葉を厳密に解釈し過ぎると対応が。

〇中島座長 書き方として、地上試験でやるサイズのものは計測されていますという書き方でもいいんじゃないかと思います。情報として、あまり非常識なものは出ないということを証明してほしいと言っているだけだから、地上試験で燃焼試験をやると、この種のもの、このくらいのサイズのものが出た経緯がありますとか、実績がありますとか、そういう情報であればいいのではないかという気がします。

〇渡邉委員 私が思ったのは、推進薬そのものが排出されたりすると、それはまた地上試験ではその場で燃えます。宇宙空間でもまだ燃焼が続くのかもしれません。ですが、なかなかわからないところではないかと思ったので、どういう意図で書かれたのかと思いました。

〇中島座長 宇宙空間でそんなものをはかった実績などはないのではないですか。

〇渡邉委員 だから、データを求められても出しにくいという疑問を持ったということなんです。

〇中島座長 それは、先ほど申し上げたように書き方で工夫できるのではないですか。

〇渡邉委員 わかりました。そういう意図であればいいと思います。

〇事務局 事業者に対しては、事務局との意思疎通の中で御説明はしっかりして、問題にならないようにうまくやっていきたいと思います。

〇川井田委員 多分、火工品が1ミリというのは非常に厳しいスペックがあるのに、固体モーターは何も特に書いていなくて、それでいいのかと、きっとそういう感じなんです。

○事務局 現行は川井田委員に今、御指摘いただいた火工品は1ミリと書かれて、固体モーターは規制されていないというのは、改正前の ISO がこのようになっていたので、その ISO 並びでこのように書いております。ただ、現在 ISO が改訂されていまして、固体モーターについても1ミリという制限が ISO 上では加わっております。

〇渡邉委員 1ミリという数字が出てくるから、上の文章を読むと気になってくるのかもしれませんね。そういう意図で、特別有害な常識外れの寸法のものが出るということでないということを証明すればいいんだということであれば、いいと思いますけれども。

〇事務局 現行はそう考えておりますけれども、ISO が改訂されたことを踏まえますと、1ミリというのは小さな火工品も同じだと思うのですが、数値で例えば0.9ミリということを示せというのではなくて、そもそも出すなという意図だと思うのです。ですので、その部分をどう対応していくかというのは今後考えていきたいと思っております。

- 〇中島座長 出さないといっても、それは無理だと思いますが。
- ○事務局 例えばインドの PSLV ですとかヨーロッパの VEGA などは、軌道上に そもそも固体モーターがいかない設計にしているんです。ですので、そもそも 軌道上では固体モーターは吹いていないので、燃焼生成物は出しておりません。
- 〇中島座長 だから、軌道投入段として固体ロケットを使っていないんでしょう。
- 〇事務局 そういうことです。
- ○中島座長 だから、デブリとして固体推進薬の燃焼ガスが漂うことはない。 だけど、日本の場合はそうではない場合もあるから。
- 〇渡邉委員 現に軌道投入段にも使っていますし、現在でもイプシロンはそうですし、SS520でもそうです。小型ロケットを今後考えてくると、むしろ固体はまた前よりは注目を浴びるのではないかと私は推測はしているのですけれども。
- 〇中島座長 ISOで1ミリという基準ができたのですか。
- 〇事務局 できています。
- 〇小林委員 渡邉さんがおっしゃるのは、非常に重要な話だと思います。例えば固体とか、地上で燃焼試験をやりますよね。あのとき、やはり助燃剤として使っているアルミがいろいろ火工物みたいにしてへばりついているような感じはします。あれは、1ミリなどというものではないと思います。
- 〇渡邉委員 試験設備についたものを計測してそのデータをそのまま採用する などということはないと思いますけれども、地上燃焼試験では大きさとしては 1 ミリなどというものではなくて、もっと大きなものができますからね。
- 〇中島座長 粒子が積み重なっていって大きくなるんだと思いますよ。一つ一つの粒子は小さいものだから、壁についているものを見て判断してはまずいので。
- ○渡邉委員 あれは、地上で試験をするから、地上に装置があるから、試験装置があるためにああいうことになっているので、宇宙空間ではもっと小さいだろうとは思います。
- 〇川井田委員 でも、種子島で固体の燃焼試験をやってアルミナは飛びますよね。葉っぱに何か細かい粒々がつきます。だから、多分そんなに大きなものはないと思います。
- 〇中島座長 たしかに実験場で、壁に張りついてるのを見ると、かなり積み重なっているから大きく見えますけれども、実際にはもっと小さいものだと思います。
- 〇渡邉委員 私はその大きさというのが、1ミリという寸法も下に出てくることから、大きさと言われてもなかなか地上試験で大きさを見積もることも難しいだろうという疑問でしたので。

〇中島座長 先ほどの御説明だと、ISOの規定がそうなっているからこれを一応参考にするということで。

○事務局 我々審査する側として、例えば 0.1 ミリなのか、5 ミリなのか、10 メートルなのか、何ミリか全くわからない情報では難しいので、どれくらいのものが出ますというのは御説明いただきたいという思いで書いております。

〇中島座長 ほかによろしいでしょうか。

〇中須賀委員 審査は内閣府でやっておられると思うのですが、それをずっと やっていくのは大変なのではないか。これから衛星の数はふえてくると思うの で、例えば大学衛星などは外注して、そこでチェックしてもらうということが あってもいいのかなと、思ったのですけれども、いかがですか。

○事務局 同じような問題意識を持っておりまして、当初はやはり国のほうでしっかり見ていくというのが必要だと思うのですが、これからふえていくということになると、やはり将来的に考えていかなければいけないなというのを中で話をしたりしております。

〇中島座長 それでは、一応御意見、質問は出切ったようのですので、以上を もちまして本日予定しておりました議事は終了いたします。最後に、事務局か ら連絡がありますでしょうか。

〇事務局 本日は、お忙しいところどうもありがとうございました。今後でございますけれども、各種の安全規制の変更などを行いますときには、また皆様のお知恵を拝借したいと考えてございます。その際には、改めて御連絡をさせていただきたいと思いますので、引き続きどうぞ御指導のほうをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○中島座長 それでは、本日の会合を閉会したいと思います。

以上